

# 令和4年第8回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月19日(金) 午前9時30分～11時20分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

<del>1</del> 番		2番	坂元	兼一
3番	山内	4番	前野	浩司
5番	田畑	6番	赤崎	敬一郎
7番	小西	8番	南原	美奈子
9番	吉留	10番	池山	準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下市	博彰	<del>12</del> 番		13番	野間	菊昭
14番	山崎	博文	15番	久保	16番	宮崎	栄
17番	内村	正二	18番	三腰	19番	竹井	好博
20番	長野	壯二	21番	濱田	22番	徳留	伸一
23番	東條	好廣	24番	満園	25番	栗野	一三
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則	30番	山口	31番	下境田	公治
32番	楠元	伸一	<del>33</del> 番		34番	坂元	智一
35番	小坂	和良					

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山	明浩
主幹兼農地係長	小田	寿幸
農地係主査	堀口	浩二
農地係主事	上西	雅人
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員 (1名)

1番 豊増 文夫

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可(農委)申請について	(2件)
(2) 議案第2号	農地法第5条許可申請について	(7件)
(3) 議案第3号	農用地利用集積計画について	(32件)
(4) 議案第4号	非農地証明願について	(2件)

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和4年第8回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　　（あいさつ）

事務局長 　　ありがとうございました。  
それでは、本日の出席人員報告をいたします。  
1番、豊増委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。  
出席委員は10名中9名で定足数に達していますので、総会は成立しております。  
また、推進委員25名のうち、12番甫立委員、33番肝付委員から欠席の申し出がありましたので、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは、審議を開始します。  
本日の議事録署名者の指名をいたします。  
議事録署名者は、2番坂元兼一委員、3番山内美千代委員をお願いいたします。  
なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
（なしの声あり）  
無いようですので、会務報告を終わります。  
  
それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
（上西） 　　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
8-1番  
所在：広瀬字 [ ] 番3、田、農振農用地区域外、480㎡、所有権移転の贈与  
8-2番  
所在：平川字 [ ] 番7、畑、農振農用地区域外、418㎡、所有権移転の売買  
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1番、お願いします。

14番委員 　　この申請地は、長年、渡人の [ ] さんの知り合いの方が耕作をされていたようなのですが、耕作ができないということになりまして、そうしたところ、申請地の横の田んぼを作っていたらっしゃる受人の [ ] さん

14 番委員 には、ただでもいいから買ってくれないかと相談したところ今回申請に至ったようです。申請地は、境界、進入路等、問題なかったと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 8-2 番、お願いします。

18 番委員 これは、空き家に付随した農地でありまして、■■■さんが空き家の土地も購入されて、それと一緒にこの土地まで購入してもらおうという願いがあったということで、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

6 番委員 空き家付随の場合は、何畝やったですかね。

事務局 (上西) 空き家付随農地の場合は、0.1 アール、10 平米以上であれば購入ができます。令和 4 年 3 月 23 日決定しているところです。上限は特にありません。空き家に付随していることが必要になりますけれども。

議長 よろしいですか。ほかにありませんか。  
(なしの声)  
無いようですので採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-1 番、2 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-1 番、2 番は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2 ページ、8-1 番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番について説明  
所在：轟町■■■番 1、畑、農振農用地区域外、400 m<sup>2</sup>、地種：第 3 種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：113.86 m<sup>2</sup>、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。

11 番委員 場所は、■■■■のちょうど擁壁の下でございまして、申請地は都市計画地域でもあります。なので、境界もちゃんとブロック積みされて、はっきりしております。あと、進入路、雨水の排水につきましても、何ら問題はありませんでした。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2ページ、8-2番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番について説明  
所在：二渡字 [ ] 番1、畑、農振農用地区域外、213㎡、所在：二渡字 [ ] 番1、畑、農振農用地区域外、208㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：貸資材置場用地、施設：貸資材置場、施設面積：128㎡、申請地を譲り受け貸資材置場を設置したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-2番、お願いします。

22番委員 場所は、二渡のまちの住宅が立ち並ぶ中にあります。去年、[ ]さんからあっせんの書類が回ってきて、去年も立ち寄って見た場所でもあります。進入路、境界等しっかりしている場所でもあります。また、[ ]さんと[ ]さんは親戚関係でもありましたので、あっせん内容で、もうくられてもよかどち言やったとですけど、全然関係のない人に紹介するのめどうかなと思った場所でもありましたので、ご審議方よろしく願います。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2ページ、8-3番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番について説明  
所在：虎居字■■■■番1、田、農振農用地区域外、461㎡、所在：虎居字■■■■番、田、農振農用地区域外、528㎡、所在：虎居字■■■■番、田、農振農用地区域外、232㎡、地種：第3種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：515.4㎡、申請地を譲り受け太陽光発電施設を設置したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-3番、お願いします。

11番委員

8月10日の現地調査の際では、国土調査の成果に基づいて境界の復元がなされておりましたが、申請地の■■■■番と隣接する■■■■番の境界が不明でございましたので、再度、国土調査の成果に基づいた境界の復元をお願いいたしました。後日、8月16日に、事務局の小田係長と現地調査を行い、境界の杭を確認できたことから、特に指摘することはないようでした。申請地の転用が許可されることにより、■■■■番への進入路が失われることから、進入路の確保を配慮していただくよう依頼いたしました。以上でございます。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番は許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、8-4番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

- 事務局  
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-4番について説明  
所在：虎居字■■■■番4、田、農振農用地区域外、42㎡、地種：第3種  
農地、形態：転用、用途：進入路用地、施設：進入路、施設面積：42㎡、  
申請地を譲り受け自宅への進入路として使用したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判  
断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を  
お願いします。8-4番、お願いします。
- 11番委員 8月10日の現地調査の際は、分筆登記された図面に基づいて、申請地に  
赤のスプレーを使って復元されておりましたので、特に問題はないと思ひ  
ます。なお、この申請地は20年ほど前に、進入路として転用されたもので、  
始末書が出されております。以上でございます。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明  
総合意見としまして、許可相当（追認）。なお、申請地内に贈与税及び相  
続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
- 議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませ  
んか。  
(なしの声あり)  
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条  
許可申請について」の8-4番については、許可することに賛成の方は挙手  
をお願いします。  
(全員挙手)  
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-4  
番は許可することに決定いたしました。
- 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、8-5  
番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。
- 事務局  
(小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番について説明  
所在：宮之城屋地字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、295㎡、地種：  
第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面  
積：109.3㎡、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。  
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判  
断し、提案するものであります。
- 議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を  
お願いします。8-5番、お願いします。
- 11番委員 場所は■■■■の近くでございまして、申請地は、境界、進入路、  
雨水の排水対策につきましては、何ら問題はございませんでした。以上で  
す。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-5番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、8-6番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-6番について説明  
所在：柏原字[ ]番1、田(現況：畑)、農振農用地区域外、966㎡のうち413㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、施設面積：86.95㎡、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-6番、お願いします。

26番委員 受人の[ ]さんは東京在住でしたが、お父さんの介護のために帰って来られました。今住んでいる家は古く、取り壊してから建て替えようと考えていましたが、取り壊してから建て替えれば費用がかさむため、また、今の家の西側と南側は山で、竹や木が家にかぶさるようになっているため、風の強いときは、枝や葉が落ちて掃除が大変なため、20メートルくらい前の畑に建て替えようと申請しました。畑は家を建てるには広すぎるため、分筆しようと公図をとってみましたら、北側の境界が直線になっているんですが、現状は、道路側溝が大きく湾曲し、畑側に入り込んできているので、住宅用地、畑、側溝と三つに分筆し、側溝部分は町に無償で譲渡するとのことでした。現地は、建築範囲は杭で明示してあり、また、進入路も道路に接しており、雨水などの排水は側溝側に流すようにするとのことでしたので、問題はないと思います。以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (小田) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の

事務局  
(小田)  
議長

納税猶予の適用を受けている農地はありません。

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-6番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-6番は許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、8-7番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(小田)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-7番について説明  
所在：鶴田字■■■■番1、畑、農振農用地区域外、857㎡のうち452㎡、  
地種：第1種農地、形態：転用、用途：一般住宅用地、施設：一般住宅、  
施設面積：156.09㎡、申請地を譲り受け一般住宅を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-7番、お願いします。

24番委員

この申請地につきましては、昨年、渡人の■■■さんが、飼料作用の畑ということで購入された土地でございまして、受人の■■■さんにつきましては、■■■さんから見れば、お孫さんということで、今、畜産業を手伝いされて、一緒に畜産業を営んでいらっしゃるということなんですが。畜舎が、宮之城の■■■、求名の■■■のちょうど境目のところにあるものですから、畜舎のところには山で建てづらいということで、色々場所を探してみられたそうですが、結局、昨年買われた牧草地のところに、お祖母さんから譲り受けて家を作りたいということで申請が上がっておりました。一応、去年も購入される時、私、見に行っただんですが、今回も見に行ったら、家を建てる印等を付けてあって、出入り、雨水の排水等についても何ら問題はなく、あとは余剰地の関係をどうされるかという話だけが残ったんですけども、自家菜園として使われるのではないかという話でしたので、よろしく願いいたします。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局  
(小田)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明  
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を求める案件であります。



議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-7番については、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-7番は許可することに決定いたしました。

なお、本件は第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、4ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の農用地利用集積計画書、集積計画総括表（所有権の移転）について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の4ページ農用地利用集積計画書、5ページ集積計画総括表（所有権の移転）について説明

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の6ページ、8-1番、2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の6ページ、8-1番、2番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転、8-1番、2番については、妥当とすること賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の所有権移転、8-1番、2番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の7ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について事務局の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の7ページ、農用地利用集積計画総括表（中間管理権及び利用権の設定）について朗読及び説明

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています推進委員に関わる議事参与制限の案件が3件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず初め8ページ、8-2番、3番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページ、8-2番、3番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-2番、3番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-2番、3番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、14ページ、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-25番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の14ページ、8-25番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-25番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8-25番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページから15ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局  
(堀口)

議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページから15ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、16 ページ、議案第 4 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (小田) 議案第 4 号「非農地証明願について」説明  
8-1 番  
所在：田原字 [ ] 番、畑、農振農用地区域外、1,580 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地、  
8-2 番  
所在：湯田字 [ ] 番 10、畑、農振農用地区域外、197 m<sup>2</sup>、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果を報告してください。8-1 番、お願いします。

15 番委員 所有者、[ ] さんは、現在、奥さんと二人で牛を飼っている畜産農家でございます。年齢は 70 を超えて高齢ということになっております。現地は、24 ページを見れば分かると思うんですけども、佐志区にある [ ] の近くの場所になります。図面を見れば分かると思うんですが、申請地の下側に田んぼが 3 枚あります。その田んぼと申請地の境界のところから上のほうに、[ ] の前から、[ ] のほうに行ける道路があります。それに向かって斜面になっていますが、申請地はその斜面の中腹の部分になります。現状といたしまして、地目判定は原野となっておりますが、見た目は山林に近い状況です。境界、進入路等は全く確認ができない状況でございました。もともと柿を植えて管理をしていたらしいですが、もう 3 年前にその柿も倒した状態で、今の状況になっているということでございます。後継者等いけばまたやっていきたいということだったんですが、後継者等いないということで手がまわらないということでした。以上であります。

議長 8-2 番、お願いします。

13 番委員 25 ページを見ていただきたいのですが、この場所は、国道が下を通っているんですけども、国道から入って行って、130 度くらい急に曲がるような細い道路になっています。その先には、人家が 2 軒あるんですけども、奥に行く行き止まりという感じで、申請地は道路の横にあるんですけども、もう周りは孟宗竹の竹林になっていまして、竹が入ってきておりまして、私が帰ってきたころは野菜とか植えてあったんですけども、もう十何年放棄されていまして、[ ] さんも 80 歳を超えて高齢でありまして、とても作ることができない、子供たちもしないということで、とても畑になるような状態ではないと思いましたので、よろしくをお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び現地調査報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声あり)

よろしいですか、ないようですので、採決いたします。議案第 4 号「非農地証明願について」の 8-1 番、2 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号「非農地証明願について」の 8-1 番、2 番は、妥当とすることに決定いたします。

議長

次に、「議案」その他ですが、委員の皆様より「議案」はありませんか。  
(なしの声)

事務局より、何かありますか。

(ありません。)

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の方から何かありませんか。

(なしの声)

無いようでしたら、事務局より事務連絡はありませんか。

(事務局より協議・連絡事項あり)

事務局

- ・活動記録の徹底について
- ・認定農業者等からの意見に基づく農地等利用の最適化の推進に関する意見書案の検討について
- ・担い手育成支援室の事務事業に関する協力依頼
- ・農作業事故防止研修会（8月30日開催）への出席案内について
- ・遊休農地等調査の実施について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。

無いようですので、以上をもちまして令和4年第8回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員